

## BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(毎月決算型) (愛称) ウィンドミル

追加型投信／海外／債券

## BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(1年決算型) (愛称) ウィンドミル1年

追加型投信／海外／債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードできる他、投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付致します。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行います。)

**ベアリングス・ジャパン株式会社**

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第396号  
設立年月日：1986年1月13日  
資本金：250百万円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額：832億円  
(資本金、運用純資産総額は2020年11月末日現在)

■投資顧問会社

(委託会社より当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、運用指図を行います。)

**ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)**

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

**株式会社りそな銀行**

〈照会先〉ベアリングス・ジャパン株式会社

●ホームページ：<https://www.barings.com/jp/individual>

●電話番号：03-4565-1040(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、以下のファンドの「投資信託説明書(交付目論見書)」から構成されております。

BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(毎月決算型)

BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(1年決算型)

この冊子の前半部分は「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(毎月決算型)」の「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(1年決算型)」の「投資信託説明書(交付目論見書)」です。

# BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(毎月決算型) (愛称) ウィンドミル

追加型投信／海外／債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードできる他、投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付致します。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行います。)

**ベアリングス・ジャパン株式会社**

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第396号  
設立年月日：1986年1月13日  
資本金：250百万円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額：832億円  
(資本金、運用純資産総額は2020年11月末日現在)

■投資顧問会社

(委託会社より当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、運用指図を行います。)

**ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)**

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

**株式会社りそな銀行**

〈照会先〉ベアリングス・ジャパン株式会社

●ホームページ：<https://www.barings.com/jp/individual>

●電話番号：03-4565-1040(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## 商品分類および属性区分

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                          |          |                  |               |               |
|---------|--------|-------------------|-------------------------------|----------|------------------|---------------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                        | 決算頻度     | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ         |
| 追加型投信   | 海外     | 債券                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券(一般))) | 年12回(毎月) | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | あり<br>(適時ヘッジ) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2021年2月10日に関東財務局長に提出しており、2021年2月11日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

主として、ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド受益証券を通じて、世界の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲイン(利息収入)の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

## ■ ファンドの特色

- 1 主として、ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド受益証券への投資を通じて、**世界の公社債(投資適格債)**に投資します。
- 2 各通貨の中長期的な見通しに基づいて通貨配分の変更を機動的に行い、**為替変動リスクを適切に管理します。**  
※為替変動リスクの管理は、マザーファンドで行います。
- 3 **毎月10日**(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。  
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案するとともに、信託財産の成長にも留意し決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。  
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。
- 4 マザーファンドの運用にあたっては、  
ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に運用指図に関する権限を委託します。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

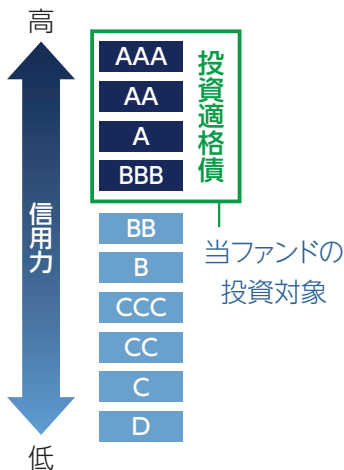


1

## 信用力が高い世界の公社債に分散投資します

格付けで投資適格を有する上質な債券に投資します

### 当ファンドが投資する 債券の格付け



### 投資対象とする債券 (種別)

例えば以下の債券が該当します



(ご参考)

投資対象としない債券等の例

- 米国モーゲージ債  
投資適格ではあるものの  
仕組みが複雑
- ハイイールド債  
主として非投資適格
- バンクローン  
主として非投資適格

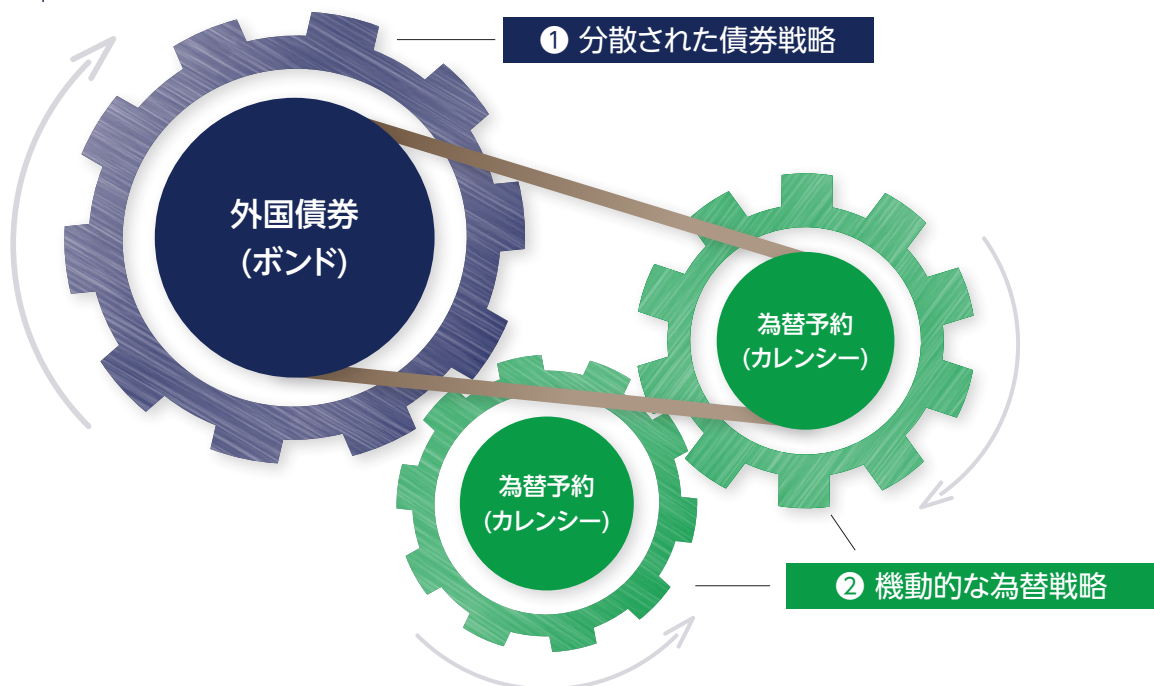
※上記は格付けの例としてS&Pの表示方法で表記しています。

※格付けを得ていない公社債でも、投資適格債に相当すると判断される場合には投資を行うことがあります。



2

## 2つの戦略がウィンドミルの安定した運用を支えています



資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

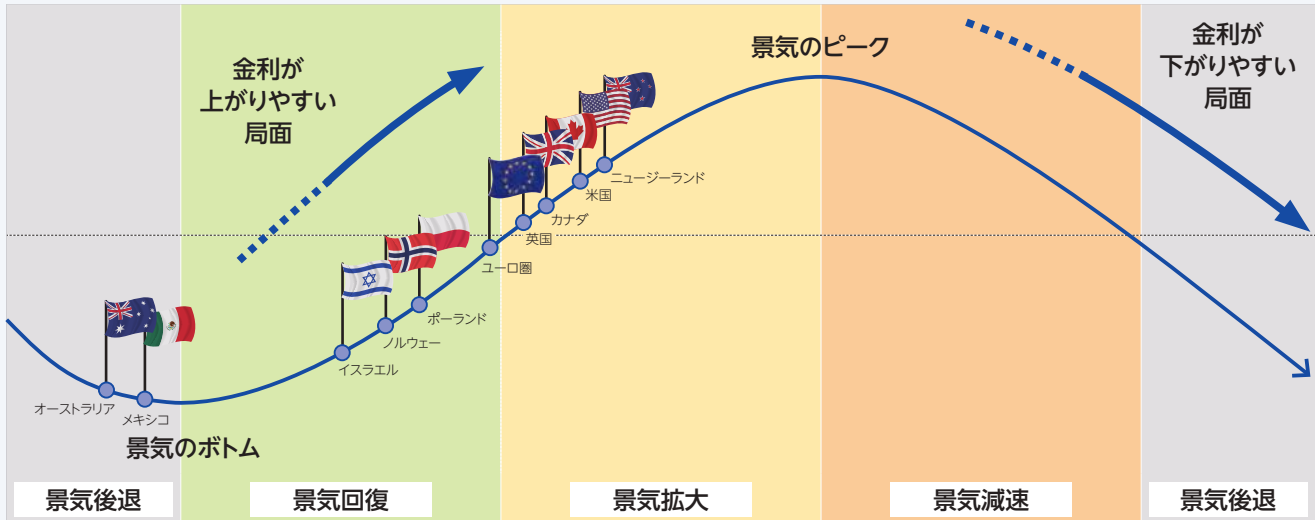


# ウィンドミルを支える 2 つの戦略の詳細を見てみましょう

## ① 分散された債券戦略

■ 景気局面（季節）が異なる国や地域の中からその時々への投資に適した債券（種別）に分散投資していきます

- ▶ 一般的に景気は季節の移り変わりのように、春（回復） 夏（拡大） 秋（減速） 冬（後退）を繰り返します
- ▶ 異なる景気局面（季節）の国や地域の債券を組み合わせることで、中長期的に安定した収益の確保を狙います



※ 上記は景気循環の状況をあくまで簡単な例として示すものであり、今後の各国の経済情勢を示唆または保証するものではありません。  
出所：Markitの製造業PMI指数などを基にベアリングス作成

■ 運用者が分散投資する際に主としてとっている戦略は以下の通りです

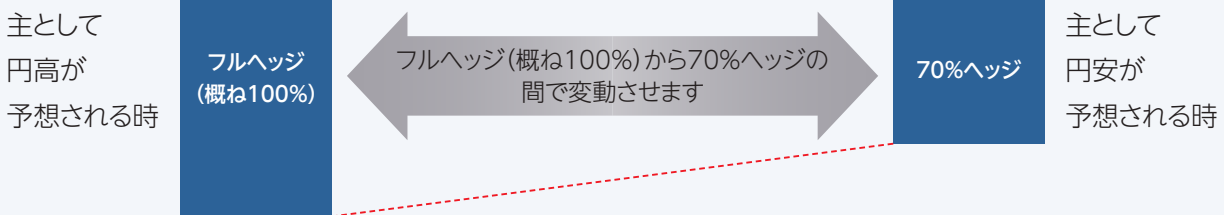


※ 金利変動リスク管理のため、債券先物等を組み入れることがあります。

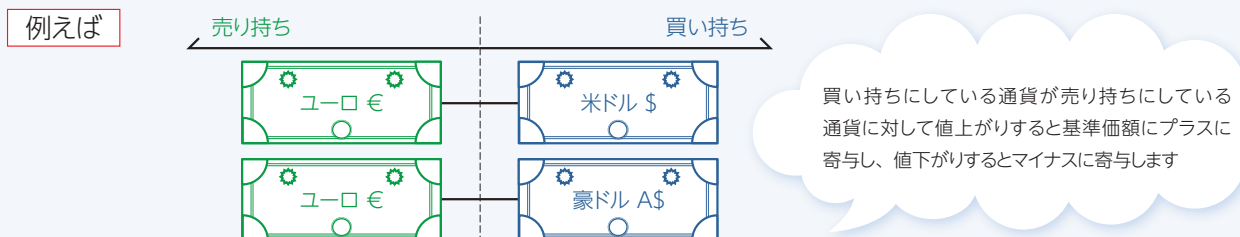
## ② 機動的な為替戦略

為替予約も使って以下のような戦略をとっています

■ 「外貨」対「円」の為替ヘッジ比率を調整します（「守り」の為替管理）



■ 「外貨」対「外貨」のペア（「買い持ち」対「売り持ち」）を作り、収益を狙うこともあります（「攻め」の為替運用）



※ 「外貨」対「外貨」のペアは、必ずしも一通貨対一通貨ではなく、一通貨対多通貨となることもあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ポイント 3

ウィンドミルは国内公募投信として22年を超える運用実績があります

1998年から運用を始め、リーマンショックなど大きな市場変動を乗り越え、安定的な運用実績を残してきました。

## ポイント 4

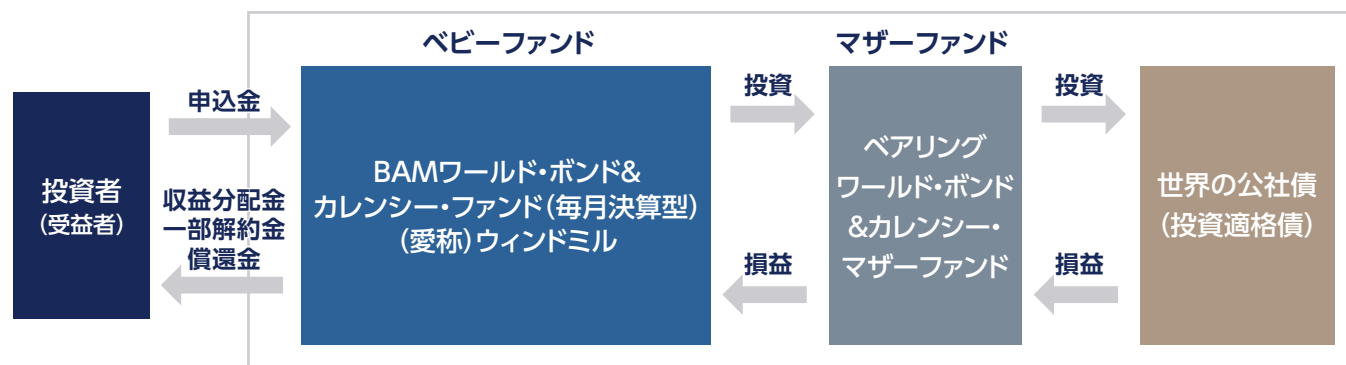
決め手は時間を味方につけた『長期投資』です

ウィンドミルは、ファンド設定以来、保有期間が長くなるにつれて、その間の騰落率がプラスとなった確率が高まりました。

## ■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者(受益者)の皆様からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



## ■ 主な投資制限

- ① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## ■ 分配方針

原則として、決算時(毎月1回10日(休業日の場合は翌営業日))に以下の方針に基づき収益の分配を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

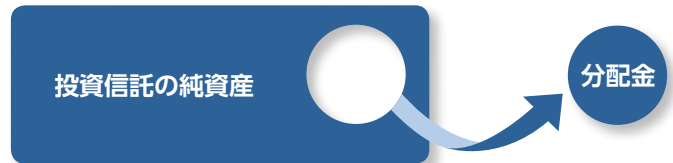
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## ■ 収益分配金に関する留意事項

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

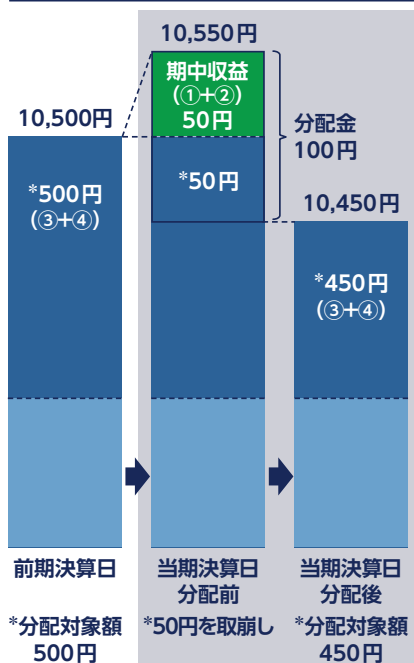
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



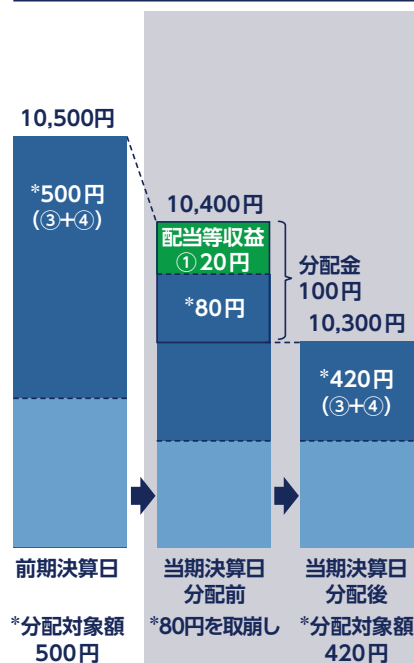
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 分配金と基準価額の関係(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

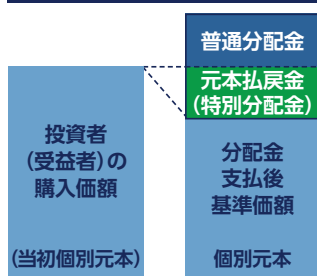
分配準備積立金: 期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金: 追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

\*左記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

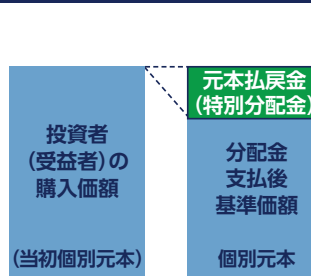
- 投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



\*元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

当ファンドはマザーファンドを通じて世界の公社債など価格の変動する有価証券等に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります)ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、ご投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。ご投資者の皆様におかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

### 公社債市場リスク(金利変動リスク)

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により公社債相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、ファンドが保有する個々の銘柄の公社債については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

### 為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

### 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

### 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

### ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

### その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

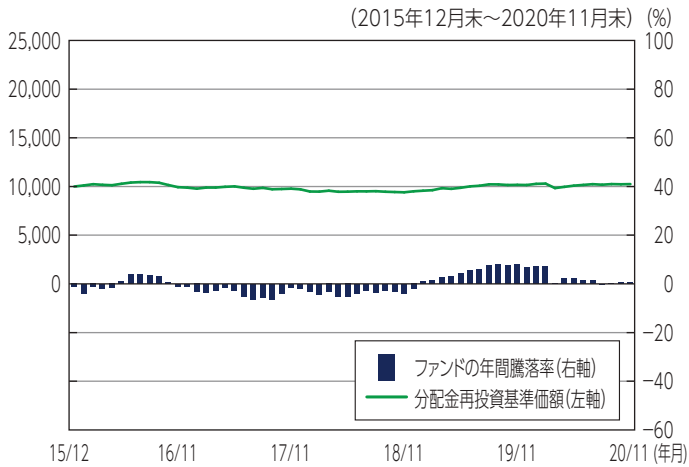
●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて、運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

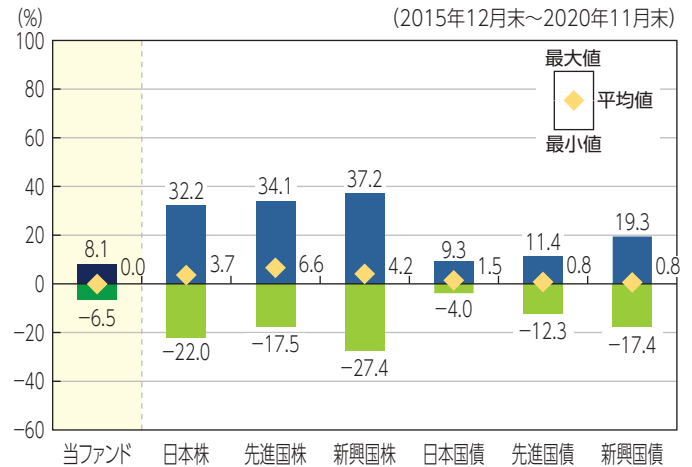
## (参考情報)

■ 当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移

※当ファンドの年間騰落率は、2015年12月～2020年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2015年12月末を10,000として指数化し、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

■ 当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2015年12月～2020年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## &lt;代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数&gt;

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)  
先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
日本国債…NOMURA-BPI国債  
先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

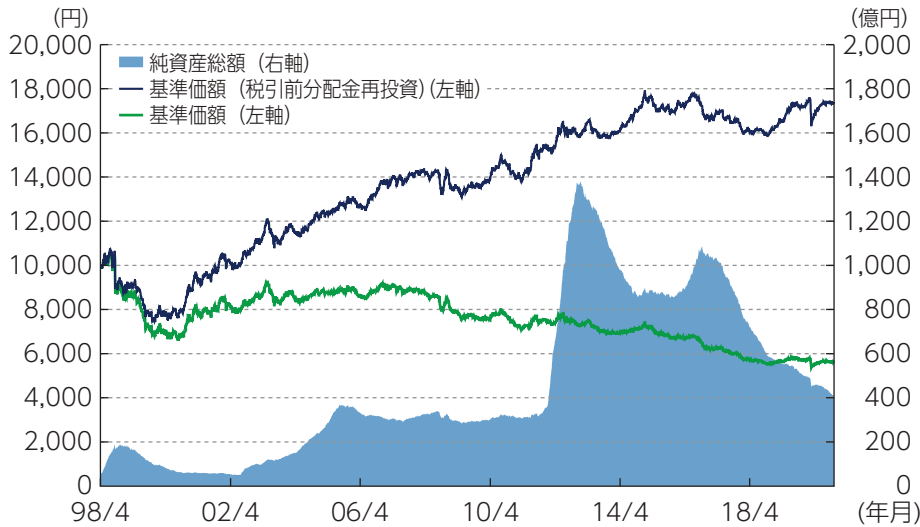
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## ○各指数について

- ・ 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)  
東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ・ MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- ・ NOMURA-BPI国債  
野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- ・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)  
J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

# 運用実績

## ■ 基準価額・純資産総額の推移



※上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。

※基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

|       |             |
|-------|-------------|
| 基準日   | 2020年11月30日 |
| 設定日   | 1998年4月28日  |
| 基準価額  | 5,620円      |
| 純資産総額 | 408.5億円     |

## ■ 分配の推移(税引前、1万口当たり)

|         |          |        |
|---------|----------|--------|
| 第265期   | 2020年 6月 | 10円    |
| 第266期   | 2020年 7月 | 10円    |
| 第267期   | 2020年 8月 | 10円    |
| 第268期   | 2020年 9月 | 10円    |
| 第269期   | 2020年10月 | 10円    |
| 第270期   | 2020年11月 | 10円    |
| 直近1年間累計 |          | 170円   |
| 設定来累計   |          | 8,580円 |

## ■ 主要な資産の状況

### <組入上位10銘柄>(マザーファンド)

|    | 銘柄                         | クーポン(%) | 満期          | 格付  | 通貨          | 国名       | 比率(%) |
|----|----------------------------|---------|-------------|-----|-------------|----------|-------|
| 1  | オーストラリア・クィーンズランド州財務公社債     | 6.5     | 2033年3月14日  | AA+ | 豪ドル         | オーストラリア  | 9.0   |
| 2  | ニュージーランド地方自治体資金調達機関債       | 4.5     | 2027年4月15日  | AA+ | ニュージーランド・ドル | ニュージーランド | 8.3   |
| 3  | オーストラリア・ニューサウス・ウェールズ州財務公社債 | 6       | 2030年5月1日   | AAA | 豪ドル         | オーストラリア  | 5.2   |
| 4  | カナダ・オンタリオ州政府債              | 5.6     | 2035年6月2日   | AA- | カナダ・ドル      | カナダ      | 4.4   |
| 5  | イスラエル国債                    | 5.5     | 2042年1月31日  | AA- | イスラエル・シェケル  | イスラエル    | 4.0   |
| 6  | カナダ・ケベック州政府債               | 5.75    | 2036年12月1日  | AA  | カナダ・ドル      | カナダ      | 3.5   |
| 7  | 欧州投資銀行債                    | 5.625   | 2032年6月7日   | AAA | 英ポンド        | 国際機関     | 3.2   |
| 8  | カナダ・オンタリオ州政府債              | 7.6     | 2027年6月2日   | AA- | カナダ・ドル      | カナダ      | 3.1   |
| 9  | イタリア国債                     | 4.5     | 2026年3月1日   | BBB | ユーロ         | イタリア     | 2.8   |
| 10 | オーストラリア・ビクトリア州財務公社債        | 5.5     | 2026年11月17日 | AAA | 豪ドル         | オーストラリア  | 2.8   |

※上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。

※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

### 債券格付比率(マザーファンド)

| 内訳  | 組入比率(%) |
|-----|---------|
| AAA | 28.9    |
| AA  | 48.7    |
| A   | 7.7     |
| BBB | 11.8    |
| 現金等 | 2.9     |
| 合計  | 100.0   |

※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

※現金等には、未収・未払項目が含まれるためマイナスとなる場合があります。

### 債券種別構成比率(マザーファンド)

| 内訳     | 組入比率(%) |
|--------|---------|
| 地方債    | 50.5    |
| 国債     | 27.4    |
| 国際機関債等 | 16.5    |
| 社債     | 2.7     |
| 現金等    | 2.9     |
| 合計     | 100.0   |

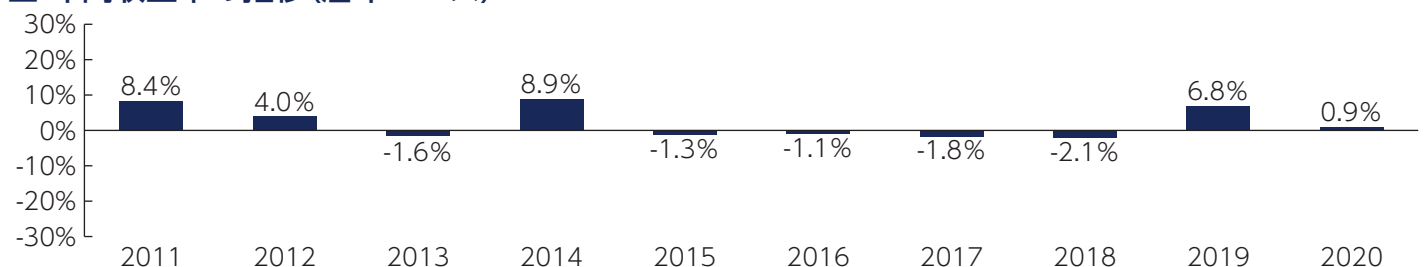
※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

※現金等には、未収・未払項目が含まれるためマイナスとなる場合があります。

※国際機関債等には公社公団債が含まれる場合があります。

※格付は、原則として基準日現在のS&P、ムーディーズ、フィッチの格付によります。なお、各社の格付が異なる場合は、高位の格付を記載しています。

## ■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2020年は11月30日までの収益率を表示しています。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位           | 販売会社が個別に定める単位とします。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                        |
| 購 入 価 額           | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 購 入 代 金           | 販売会社が指定する期日までに申込みの販売会社にお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 換 金 単 位           | 販売会社が個別に定める単位とします。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                        |
| 換 金 価 額           | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 換 金 代 金           | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 申 込 締 切 時 間       | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。                                                                                                                                                                                                                           |
| 申 込 不 可 日         | 申込日がロンドン(英国)の銀行休業日。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 購 入 の 申 込 期 間     | 2021年2月11日から2021年8月10日まで<br>(上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)                                                                                                                                                                                                     |
| 換 金 制 限           | クローズド期間および大口解約にかかる制限はありません。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 信託財産の効率的な運用または投資者(受益者)に対する公平性を期する運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。                                                                                             |
| 信 託 期 間           | 無期限(1998年4月28日設定)                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 繰 上 償 還           | 委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者(受益者)の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。<br>・受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。<br>・信託契約を解約することが投資者(受益者)のため有利であると認めるとき。<br>・やむを得ない事情が発生したとき。                                                                                              |
| 決 算 日             | 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 収 益 分 配           | 月1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。<br>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。                                                                                                                                                                                                             |
| 信 託 金 の 限 度 額     | 2兆円                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 公 告               | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 運 用 報 告 書         | 年2回(5月、11月)の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。                                                                                                                                                                                                          |
| スイッチング(乗換え)       | 販売会社によっては、「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(毎月決算型)」と「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(1年決算型)」の間で、スイッチング(乗換え)できる場合があります。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※スイッチングを行う際にはスイッチング手数料がかかる場合があります。<br>※販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合およびスイッチングの取扱いを行わない場合があります。<br>※申込不可日にはスイッチングのお申込みの受付を行いません。 |
| 課 税 関 係           | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>※上記は2020年11月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。                                                                                                                              |

## ■ ファンドの費用・税金

### ● ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用                                                                                     |                                                                                                                                                                |      |                       |                                                                                                               |                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 購 入 時 手 数 料                                                                                        | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に2.75%(税抜2.5%)を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                               |      |                       | 購入時の商品説明および事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。<br>※詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                   |                                         |
| 信 託 財 産 留 保 額                                                                                      | ありません。(マザーファンドにおいてもありません。)                                                                                                                                     |      |                       | —                                                                                                             |                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                                                                                |                                                                                                                                                                |      |                       |                                                                                                               |                                         |
| 運 用 管 理 費 用<br>(信 託 報 酬)                                                                           | ファンドの日々の純資産総額に対し年1.595%(税抜1.45%)の率を乗じた額として日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。                                                                                |      |                       | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                 |                                         |
|                                                                                                    | 運用管理費用(信託報酬)の配分                                                                                                                                                | 支払先  | 純資産総額                 | 内訳(年率)                                                                                                        | 主な役務の内容                                 |
|                                                                                                    |                                                                                                                                                                | 委託会社 | 100億円未満の部分            | 0.70%                                                                                                         | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価            |
|                                                                                                    |                                                                                                                                                                |      | 100億円以上<br>200億円未満の部分 | 0.60%                                                                                                         |                                         |
|                                                                                                    |                                                                                                                                                                |      | 200億円以上の部分            | 0.50%                                                                                                         |                                         |
|                                                                                                    |                                                                                                                                                                | 販売会社 | 100億円未満の部分            | 0.70%                                                                                                         | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
|                                                                                                    |                                                                                                                                                                |      | 100億円以上<br>200億円未満の部分 | 0.80%                                                                                                         |                                         |
|                                                                                                    |                                                                                                                                                                |      | 200億円以上の部分            | 0.90%                                                                                                         |                                         |
|                                                                                                    |                                                                                                                                                                | 受託会社 | 100億円未満の部分            | 0.05%                                                                                                         | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価                |
|                                                                                                    |                                                                                                                                                                |      | 100億円以上<br>200億円未満の部分 | 0.05%                                                                                                         |                                         |
|                                                                                                    | 200億円以上の部分                                                                                                                                                     |      | 0.05%                 |                                                                                                               |                                         |
| ※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。                                                                            |                                                                                                                                                                |      |                       |                                                                                                               |                                         |
| 委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、マザーファンドの外部委託先である投資顧問会社(ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人))への運用報酬(年率0.490%以内)が含まれます。 |                                                                                                                                                                |      |                       |                                                                                                               |                                         |
| その他の費用・手数料                                                                                         | 監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務の諸費用、保管費用等がその都度(監査費用は日々)信託財産中から支払われます。<br>※監査費用以外の「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。監査費用の料率については、請求目論見書をご参照ください。 |      |                       | 監査費用:ファンドの監査にかかる費用<br>売買委託手数料:有価証券等の売買の際に支払う手数料<br>信託事務の諸費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用<br>保管費用:資産を海外で保管する場合の費用 |                                         |

※手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者(受益者)の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### ● 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期           | 項目       | 税金                                           |
|--------------|----------|----------------------------------------------|
| 分配時          | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

- 上記は2020年11月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 少額投資非課税制度(愛称:NISA(ニーサ))をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。





# BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(1年決算型) (愛称) ウィンドミル1年

追加型投信／海外／債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社ホームページで閲覧、ダウンロードできる他、投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付致します。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行います。)

**ベアリングス・ジャパン株式会社**

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第396号  
設立年月日：1986年1月13日  
資本金：250百万円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額：832億円  
(資本金、運用純資産総額は2020年11月末日現在)

■投資顧問会社

(委託会社より当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、運用指図を行います。)

**ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)**

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行います。)

**株式会社りそな銀行**

〈照会先〉ベアリングス・ジャパン株式会社

●ホームページ：<https://www.barings.com/jp/individual>

●電話番号：03-4565-1040(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類および属性区分

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                          |      |                  |               |               |
|---------|--------|-------------------|-------------------------------|------|------------------|---------------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                        | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態          | 為替ヘッジ         |
| 追加型投信   | 海外     | 債券                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券(一般))) | 年1回  | グローバル<br>(日本を含む) | ファミリー<br>ファンド | あり<br>(適時ヘッジ) |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2021年2月10日に関東財務局長に提出しており、2021年2月11日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

主として、ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド受益証券を通じて、世界の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲイン(利息収入)の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

## ■ ファンドの特色

- 1 主として、ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド受益証券への投資を通じて、**世界の公社債(投資適格債)**に投資します。
- 2 各通貨の中長期的な見通しに基づいて通貨配分の変更を機動的に行い、**為替変動リスクを適切に管理します。**  
※為替変動リスクの管理は、マザーファンドで行います。
- 3 **毎年11月10日**(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。  
分配金額は収益分配方針に基づき決定します。  
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案するとともに、信託財産の成長にも留意し決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。  
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。
- 4 マザーファンドの運用にあたっては、  
ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に運用指図に関する権限を委託します。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

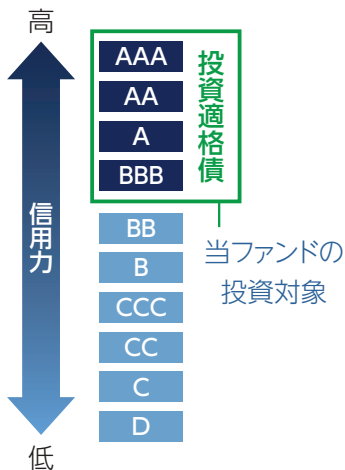


1

## 信用力が高い世界の公社債に分散投資します

格付けで投資適格を有する上質な債券に投資します

### 当ファンドが投資する 債券の格付け



### 投資対象とする債券 (種別)

例えば以下の債券が該当します



(ご参考)

投資対象としない債券等の例

- 米国モーゲージ債  
投資適格ではあるものの  
仕組みが複雑
- ハイイールド債  
主として非投資適格
- バンクローン  
主として非投資適格

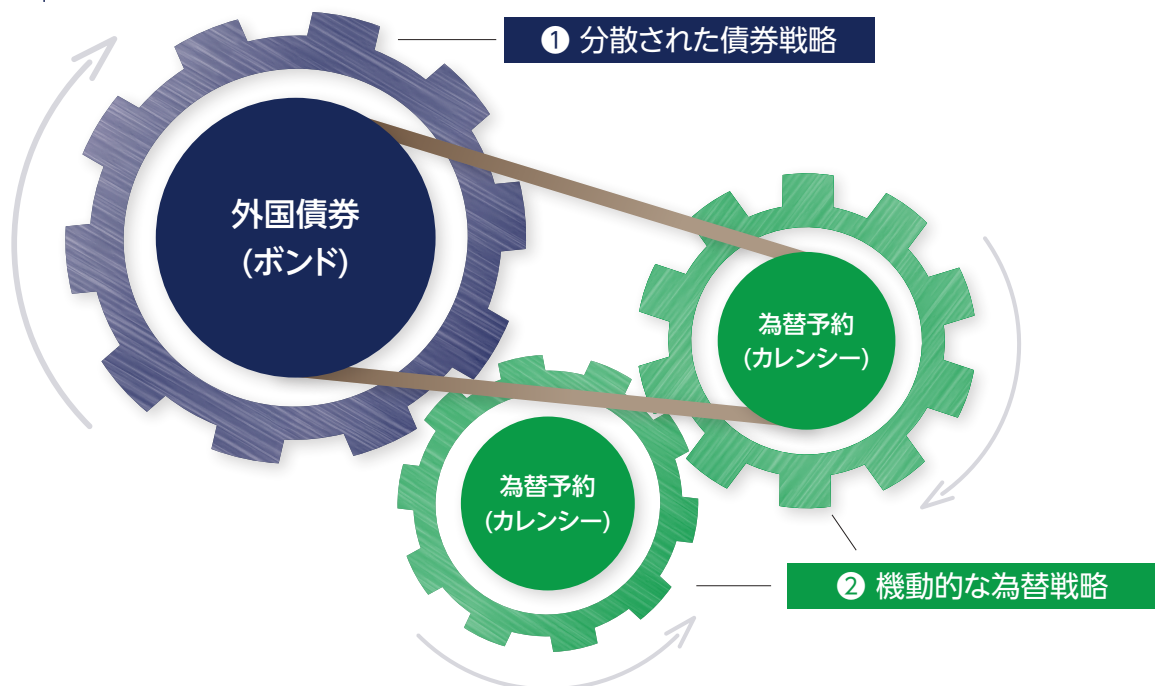
※上記は格付けの例としてS&Pの表示方法で表記しています。

※格付けを得ていない公社債でも、投資適格債に相当すると判断される場合には投資を行うことがあります。



2

## 2つの戦略がウィンドミル1年の安定した運用を支えています



資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

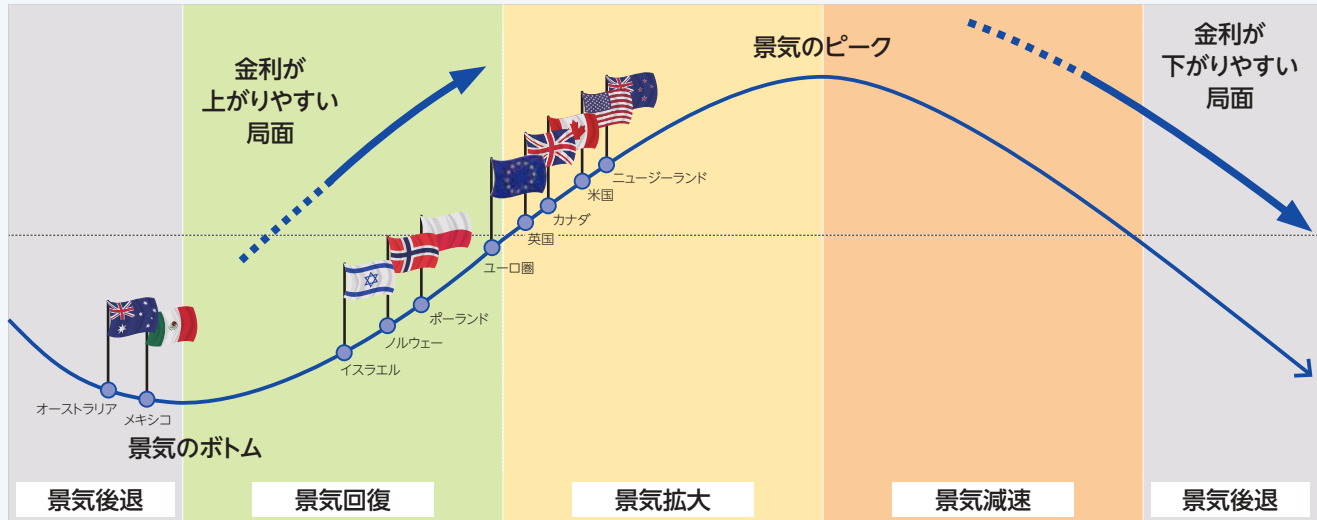


# ウィンドミル1年を支える 2つの戦略の詳細を見てみましょう

## ① 分散された債券戦略

■ 景気局面（季節）が異なる国や地域の中からその時々への投資に適した債券（種別）に分散投資していきます

- ▶ 一般的に景気は季節の移り変わりのように、春（回復） 夏（拡大） 秋（減速） 冬（後退）を繰り返します
- ▶ 異なる景気局面（季節）の国や地域の債券を組み合わせることで、中長期的に安定した収益の確保を狙います



※ 上記は景気循環の状況をあくまで簡単な例として示すものであり、今後の各国の経済情勢を示唆または保証するものではありません。  
出所：Markitの製造業PMI指数などを基にベアリングス作成

■ 運用者が分散投資する際に主としてとっている戦略は以下の通りです

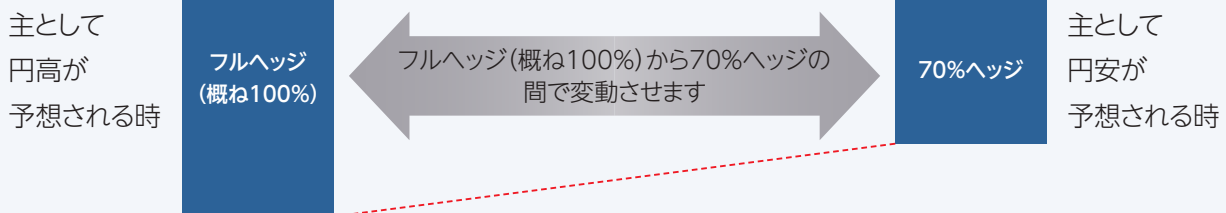


※ 金利変動リスク管理のため、債券先物等を組み入れることがあります。

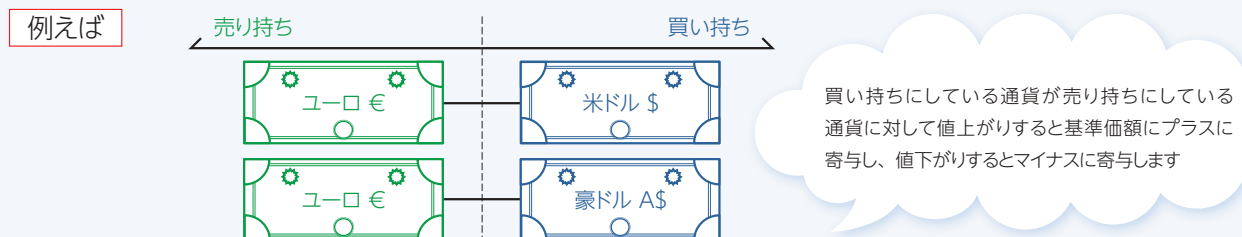
## ② 機動的な為替戦略

為替予約も使って以下のような戦略をとっています

■ 「外貨」対「円」の為替ヘッジ比率を調整します（「守り」の為替管理）



■ 「外貨」対「外貨」のペア（「買い持ち」対「売り持ち」）を作り、収益を狙うこともあります（「攻め」の為替運用）



※ 「外貨」対「外貨」のペアは、必ずしも一通貨対一通貨ではなく、一通貨対多通貨となることもあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ポイント 3

ウィンドミル1年は22年の運用実績を誇るウィンドミルと同じマザーファンドに投資しています

1998年から運用を始め、リーマンショックなど大きな市場変動を乗り越え、安定的な運用実績を残してきました。

## ポイント 4

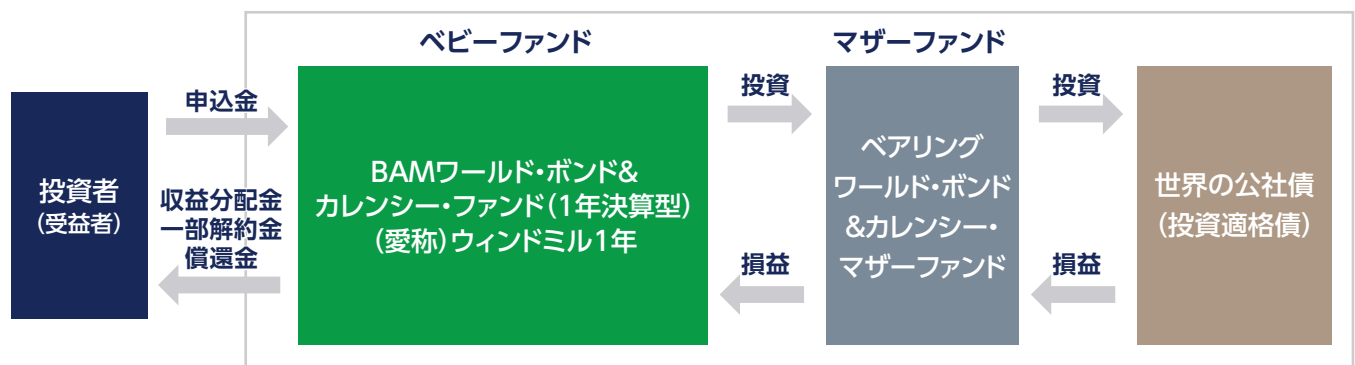
決め手は時間を味方につけた『長期投資』です

ウィンドミルは、ファンド設定以来、保有期間が長くなるにつれて、その間の騰落率がプラスとなった確率が高まりました。

## ■ ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者(受益者)の皆様からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



## ■ 主な投資制限

- ① 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使により取得した株券に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## ■ 分配方針

原則として、決算時(毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日))に以下の方針に基づき収益の分配を決定します。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案するとともに、信託財産の成長にも留意し決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

当ファンドはマザーファンドを通じて世界の公社債など価格の変動する有価証券等に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります)ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、ご投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。ご投資者の皆様におかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえお申込みくださいますよう、お願い申し上げます。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

### 公社債市場リスク(金利変動リスク)

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により公社債相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、ファンドが保有する個々の銘柄の公社債については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

### 為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

### 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

### 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

### ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

### その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

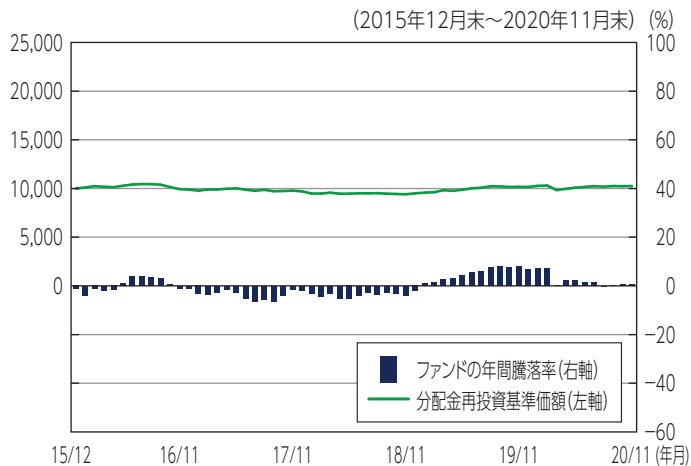
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
  - ・収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額(信託財産)から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
  - ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等を超過して支払われる場合があります。
  - ・投資者の取得価額(個別元本の状況)によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて、運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

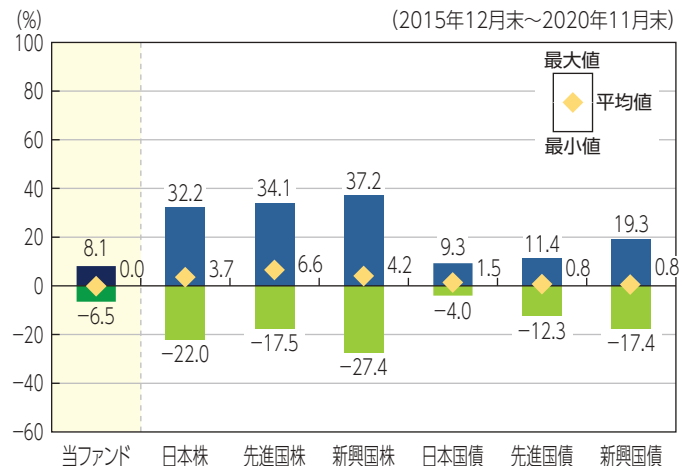
## (参考情報)

■ 当ファンドの年間騰落率及び  
分配金再投資基準価額の推移

※当ファンドの年間騰落率は、2015年12月～2020年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、2015年12月末を10,000として指数化し、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

■ 当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2015年12月～2020年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## &lt;代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数&gt;

- 日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
- 先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債…NOMURA-BPI国債
- 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## ○各指数について

- 東証株価指数(TOPIX) (配当込み)  
東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)  
MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)  
MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。
- NOMURA-BPI国債  
野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)  
FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)  
J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。



# 運用実績

## ■ 基準価額・純資産総額の推移



|     |             |
|-----|-------------|
| 基準日 | 2020年11月30日 |
| 設定日 | 2013年10月21日 |

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 10,966円 |
| 純資産総額 | 131.2億円 |

## ■ 分配の推移 (税引前、1万口当たり)

|         |          |    |
|---------|----------|----|
| 第4期     | 2016年11月 | 0円 |
| 第5期     | 2017年11月 | 0円 |
| 第6期     | 2018年11月 | 0円 |
| 第7期     | 2019年11月 | 0円 |
| 第8期     | 2020年11月 | 0円 |
| 直近1年間累計 |          | 0円 |
| 設定来累計   |          | 0円 |

※上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。

※基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

## ■ 主要な資産の状況

### <組入上位10銘柄> (マザーファンド)

|    | 銘柄                         | クーポン(%) | 満期          | 格付  | 通貨          | 国名       | 比率(%) |
|----|----------------------------|---------|-------------|-----|-------------|----------|-------|
| 1  | オーストラリア・クィーンズランド州財務公社債     | 6.5     | 2033年3月14日  | AA+ | 豪ドル         | オーストラリア  | 9.0   |
| 2  | ニュージーランド地方自治体資金調達機関債       | 4.5     | 2027年4月15日  | AA+ | ニュージーランド・ドル | ニュージーランド | 8.3   |
| 3  | オーストラリア・ニューサウス・ウェールズ州財務公社債 | 6       | 2030年5月1日   | AAA | 豪ドル         | オーストラリア  | 5.2   |
| 4  | カナダ・オンタリオ州政府債              | 5.6     | 2035年6月2日   | AA- | カナダ・ドル      | カナダ      | 4.4   |
| 5  | イスラエル国債                    | 5.5     | 2042年1月31日  | AA- | イスラエル・シケル   | イスラエル    | 4.0   |
| 6  | カナダ・ケベック州政府債               | 5.75    | 2036年12月1日  | AA  | カナダ・ドル      | カナダ      | 3.5   |
| 7  | 欧州投資銀行債                    | 5.625   | 2032年6月7日   | AAA | 英ポンド        | 国際機関     | 3.2   |
| 8  | カナダ・オンタリオ州政府債              | 7.6     | 2027年6月2日   | AA- | カナダ・ドル      | カナダ      | 3.1   |
| 9  | イタリア国債                     | 4.5     | 2026年3月1日   | BBB | ユーロ         | イタリア     | 2.8   |
| 10 | オーストラリア・ビクトリア州財務公社債        | 5.5     | 2026年11月17日 | AAA | 豪ドル         | オーストラリア  | 2.8   |

※上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。

※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

## 債券格付比率(マザーファンド)

| 内訳  | 組入比率(%) |
|-----|---------|
| AAA | 28.9    |
| AA  | 48.7    |
| A   | 7.7     |
| BBB | 11.8    |
| 現金等 | 2.9     |
| 合計  | 100.0   |

※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

※現金等には、未収・未払項目が含まれるためマイナスとなる場合があります。

## 債券種別構成比率(マザーファンド)

| 内訳     | 組入比率(%) |
|--------|---------|
| 地方債    | 50.5    |
| 国債     | 27.4    |
| 国際機関債等 | 16.5    |
| 社債     | 2.7     |
| 現金等    | 2.9     |
| 合計     | 100.0   |

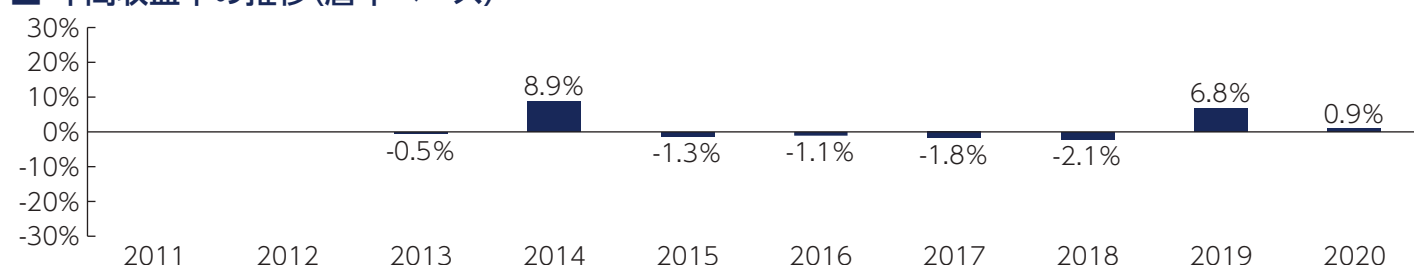
※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

※現金等には、未収・未払項目が含まれるためマイナスとなる場合があります。

※国際機関債等には公社公団債が含まれる場合があります。

※格付は、原則として基準日現在のS&P、ムーディーズ、フィッチの格付によります。なお、各社の格付が異なる場合は、高位の格付を記載しています。

## ■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2013年は設定日(10月21日)から年末までの収益率を表示しています。2020年は11月30日までの収益率を表示しています。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位           | 販売会社が個別に定める単位とします。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                        |
| 購 入 価 額           | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 購 入 代 金           | 販売会社が指定する期日までに申込みの販売会社にお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 換 金 単 位           | 販売会社が個別に定める単位とします。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                        |
| 換 金 価 額           | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 換 金 代 金           | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 申 込 締 切 時 間       | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。                                                                                                                                                                                                                           |
| 申 込 不 可 日         | 申込日がロンドン(英国)の銀行休業日。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 購 入 の 申 込 期 間     | 2021年2月11日から2021年8月10日まで<br>(上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)                                                                                                                                                                                                     |
| 換 金 制 限           | クローズド期間および大口解約にかかる制限はありません。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 信託財産の効率的な運用または投資者(受益者)に対する公平性を期する運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。                                                                                             |
| 信 託 期 間           | 2023年11月10日まで(2013年10月21日設定)<br>投資者(受益者)に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。                                                                                                                                                                                 |
| 繰 上 償 還           | 委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者(受益者)の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることがあります。<br>・受益権の口数が20億口を下回ることとなるとき。<br>・信託契約を解約することが投資者(受益者)のため有利であると認めるとき。<br>・やむを得ない事情が発生したとき。                                                                                              |
| 決 算 日             | 毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                                                                                              |
| 収 益 分 配           | 年1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。<br>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。                                                                                                                                                                                                             |
| 信 託 金 の 限 度 額     | 2兆円                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 公 告               | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 運 用 報 告 書         | 年1回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。                                                                                                                                                                                                                  |
| スイッチング(乗換え)       | 販売会社によっては、「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(毎月決算型)」と「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド(1年決算型)」の間で、スイッチング(乗換え)できる場合があります。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※スイッチングを行う際にはスイッチング手数料がかかる場合があります。<br>※販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合およびスイッチングの取扱いを行わない場合があります。<br>※申込不可日にはスイッチングのお申込みの受付を行いません。 |
| 課 税 関 係           | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>※上記は2020年11月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。                                                                                                                              |

## ■ ファンドの費用・税金

### ● ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                                                                                                                                                                |      |                   |                                                                                                               |                                         |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 購入時手数料              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に2.75%(税抜2.5%)を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                                               |      |                   | 購入時の商品説明および事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。<br>※詳細は販売会社にお問い合わせください。                                                   |                                         |
| 信託財産留保額             | ありません。(マザーファンドにおいてもありません。)                                                                                                                                     |      |                   | —                                                                                                             |                                         |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                                                                                                                                                                |      |                   |                                                                                                               |                                         |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | ファンドの日々の純資産総額に対し年1.595%(税抜1.45%)の率を乗じた額として日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。                                                              |      |                   | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                 |                                         |
|                     | 運用管理費用(信託報酬)の配分                                                                                                                                                | 支払先  | 純資産総額             | 内訳(年率)                                                                                                        | 主な役務の内容                                 |
|                     |                                                                                                                                                                | 委託会社 | 100億円未満の部分        | 0.70%                                                                                                         | ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価            |
|                     |                                                                                                                                                                |      | 100億円以上200億円未満の部分 | 0.60%                                                                                                         |                                         |
|                     |                                                                                                                                                                |      | 200億円以上の部分        | 0.50%                                                                                                         |                                         |
|                     |                                                                                                                                                                | 販売会社 | 100億円未満の部分        | 0.70%                                                                                                         | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 |
|                     |                                                                                                                                                                |      | 100億円以上200億円未満の部分 | 0.80%                                                                                                         |                                         |
|                     |                                                                                                                                                                |      | 200億円以上の部分        | 0.90%                                                                                                         |                                         |
|                     |                                                                                                                                                                | 受託会社 | 100億円未満の部分        | 0.05%                                                                                                         | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価                |
|                     |                                                                                                                                                                |      | 100億円以上200億円未満の部分 | 0.05%                                                                                                         |                                         |
|                     |                                                                                                                                                                |      | 200億円以上の部分        | 0.05%                                                                                                         |                                         |
|                     | ※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。                                                                                                                                        |      |                   |                                                                                                               |                                         |
|                     | 委託会社の運用管理費用(信託報酬)には、マザーファンドの外部委託先である投資顧問会社(ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人))への運用報酬(年率0.490%以内)が含まれます。                                                             |      |                   |                                                                                                               |                                         |
| その他の費用・手数料          | 監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務の諸費用、保管費用等がその都度(監査費用は日々)信託財産中から支払われます。<br>※監査費用以外の「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。監査費用の料率については、請求目論見書をご参照ください。 |      |                   | 監査費用:ファンドの監査にかかる費用<br>売買委託手数料:有価証券等の売買の際に支払う手数料<br>信託事務の諸費用:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用<br>保管費用:資産を海外で保管する場合の費用 |                                         |

※手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者(受益者)の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### ● 税金

● 税金は表に記載の時期に適用されます。

● 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期           | 項目       | 税金                                           |
|--------------|----------|----------------------------------------------|
| 分配時          | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

● 上記は2020年11月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

● 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

● 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

● 法人の場合は上記とは異なります。

● 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



